

届出事項について

届 出 事 項	変更する場合の届出時期
大規模小売店舗の名称および所在地	変更後、遅滞なく届出
大規模小売店舗を設置する者および当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名	
大規模小売店舗を新設する日	変更前、あらかじめ届出 (8ヶ月制限あり) ※ただし、「軽微な変更」として、県が認めた場合は、8ヶ月制限なし。
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置および収容台数 ② 駐輪場の位置および収容台数 ③ 荷さばき施設の位置および面積 ④ 廃棄物等の保管施設の位置および容量	
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	